

議案第 12 号

帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部改正
について

帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例

帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例
第25号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関
が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の帯広市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等
に関する条例第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上
の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(説 明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度
の導入に伴い、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。